



福岡県医第 239 号 (地)

平成 26 年 4 月 25 日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

真空採血管の無償提供の禁止等、公正競争規約の完全順守に関する
ご理解とご協力をお願いについて

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、衛生検査所業公正取引協議会より、標記につきまして別添の通り通知
が参りました。

本件は、衛生検査所業公正取引協議会の運用する公正競争規約に平成 21 年 5
月より盛り込まれている「真空採血管の無償提供の禁止等」につきまして、医
療機関に対し、遵守をお願いするものです。

衛生検査所業構成取引協議会は、消費者庁と公正取引委員会の指導の下、衛
生検査所が設置したもので、検体検査の受委託に係る取引を不当に誘引する景
品類の提供を制限する公正競争規約を運用し、業界の正常な商慣習の確立に努
めています。同規約は、景品表示法第 11 条の規定に基づき、消費者庁及び公正
取引委員会の認定を受けた業界のルールとして法的根拠を有したものです。

同規約では、真空採血管の無償提供を禁じており、同協議会会員は別添「医
療機関の皆様へ」のお願い文書等で医療機関にご協力を求めています。い
まだすべての医療機関のご理解は得られておらず、無償提供が行われていると
ころもあるとのこと。

つきましては、真空採血管をはじめ検査機器、採取用具類等は、本来、医療
機関でご用意いただくものであり、衛生検査所が無償で提供するものでない旨、
貴会会員への周知についてご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

平成26年 4月11日

公益社団法人 福岡県医師会

会 長 松 田 峻 一 良 殿

衛生検査所業公正取引協議会

会 長 伊 達 忠 一

九州地区協議会

代表幹事 江 川 洋



真空採血管の無償提供の禁止等、公正競争規約の完全遵守
に関するご理解とご協力をお願いについて

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協議会会員に対し格別の御愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

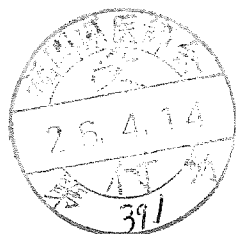
さて、私ども衛生検査所は消費者庁と公正取引委員会の指導の下、公正取引協議会を設置し、検体検査の受委託に係る取引を不当に誘引する景品類の提供を制限する公正競争規約を運用し、業界の正常な商慣習の確立に努めてきました。同規約は、景品表示法第11条の規定に基づき、消費者庁及び公正取引委員会の認定を受けた業界のルールとして法的根拠を有したものであり、会員一丸となって、この規約の遵守に取り組んできました。

平成21年5月に規約に盛り込まれた「真空採血管の無償提供の禁止等」につきまして、今日まで当協議会会員は、別添の「医療機関の皆様へ」のお願い文書により、医療機関へご説明に上がり、多くの医療機関にご協力をいただいていたところです。しかし、全ての医療機関にご理解を得ている状況ではないため、無償提供が未だに行われているところもあります。

つきましては、同規約で無償提供を禁じている真空採血管をはじめ検査機器、採取用具類等は、本来、医療機関様でご用意いただくものであり、衛生検査所が無償で提供するものでないことをご理解いただき、その旨、貴会会員の皆様及び郡市区等医師会にご周知賜りたくお願い申し上げます。

なお、昨年12月、公益社団法人日本医師会にも本件と同趣旨の協力依頼を行っているところであります。

謹白

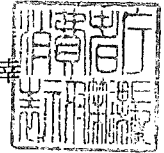




消表対第137号
平成25年4月18日

衛生検査所業公正取引協議会
会長 伊達 忠一 殿

消費者庁
表示対策課長 片桐 一幸



「衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」の遵守について
(要請)

公正競争規約は、景品類又は表示に関する事項について、当庁及び公正取引委員会の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択等を確保するために締結又は設定されている。

貴協議会は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択の確保の観点から、「衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」（以下「規約」という。）を定めており、その厳正かつ適正な運用に努めることが必要である。

しかしながら、平成24年7月から9月に貴協議会が会員事業者に対して行った規約の遵守状況の調査の結果によると、医療機関への真空採血管の無償提供が依然として会員事業者によって広く行われているが、これは公正競争規約によって禁じられているものであり、医療機関に対して行うべき行為ではないため強く改善を求める。

ついては、貴協議会においては、規約第3条により取引を不当に誘引する手段として禁じている真空採血管の無償提供の禁止など、公正競争規約を遵守することを、会員事業者に徹底されたい。

以上

医療機関の皆様へ

真空採血管の無償提供の禁止等、公正競争規約の完全遵守 ご協力のお願い

謹啓

初夏の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協議会会員に対し格別の御愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、衛生検査所の使命は、医療機関の先生方に正確で十分に品質保証された検体検査の情報を提供することであり、ひいては国民医療に貢献する役割を担うものと自負しているところであります。

今後も、この使命と役割を果たすべく鋭意努力してまいりますので、ご支援のほどお願いいたします。

一方で、私ども衛生検査所は消費者庁と公正取引委員会の指導の下、公正取引協議会を設置し、検体検査の受委託に係る取引を不当に誘引する景品類の提供を制限する公正競争規約を運用し、業界の正常な商慣習の確立に取り組んでおります。

ところが、この度、消費者庁から次ページ掲載の通知の通り、同規約を再度、周知徹底し遵守するよう厳しく指導を受けました。

指導の内容は、公正競争規約の遵守に関するものですが、特に、平成21年5月に同規約に盛り込まれた「真空採血管の無償提供の禁止」事項が徹底されていないことに対する指摘でした。

今日まで、当協議会会員は医療機関の皆様へ真空採血管は医療器具であり、衛生検査所が医療機関へ無償提供することは、公正競争規約で禁止されている旨、ご説明に上がり、多くの医療機関において有償にさせていただくか、卸業者から購入していただくようになりました。しかし、全ての医療機関にご理解を得ている状況ではないため、無償提供が未だに行われているところもあります。

当協議会としては、今回の消費者庁の指導を重く受け止め、無償提供が認められる容器、禁じられている採取用具類を明確にした上で、公正競争規約の遵守を更に強化してまいります。

つきましては、同規約で無償提供を禁じている真空採血管をはじめ検査機器、採取用具類等は、本来、医療機関様でご用意いただくものであり、衛生検査所が無償で提供するものでないことをご理解いただき、会員各社が推進します公正競争規約の遵守にご協力賜りますようお願い申し上げます。

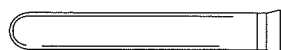
謹白

平成25年5月

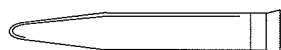
衛生検査所業公正取引協議会

無償提供が認められる容器（搬送専用）

■汎用管（除く真空管）



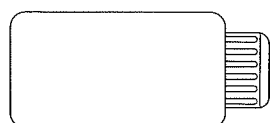
■分離用管（血清、血漿用）



■尿一般検査用



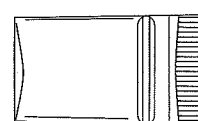
■尿ポリ瓶



■褐色尿ポリ瓶



■組織片容器（ホルマリンなし）
（透明プラスチック）



■ピペットチューブ



■寒天培地



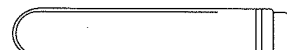
■シャーレ



■滅菌スピッツ（透明プラスチック）



■滅菌試験管（ガラス）

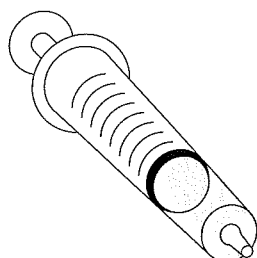


■トランスポート培地

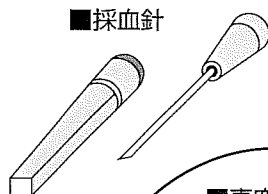


無償供与が禁止されている採取用具類の代表例

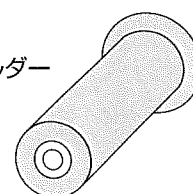
■採血シリンジ



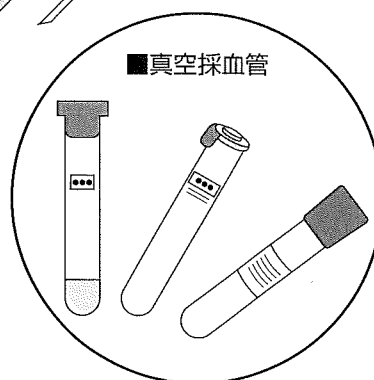
■採血針



■採血ホルダー



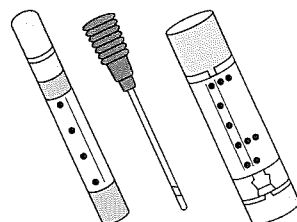
■真空採血管



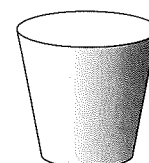
■マルチ針



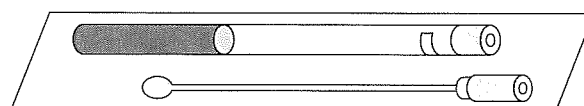
■便ヘモグロビン

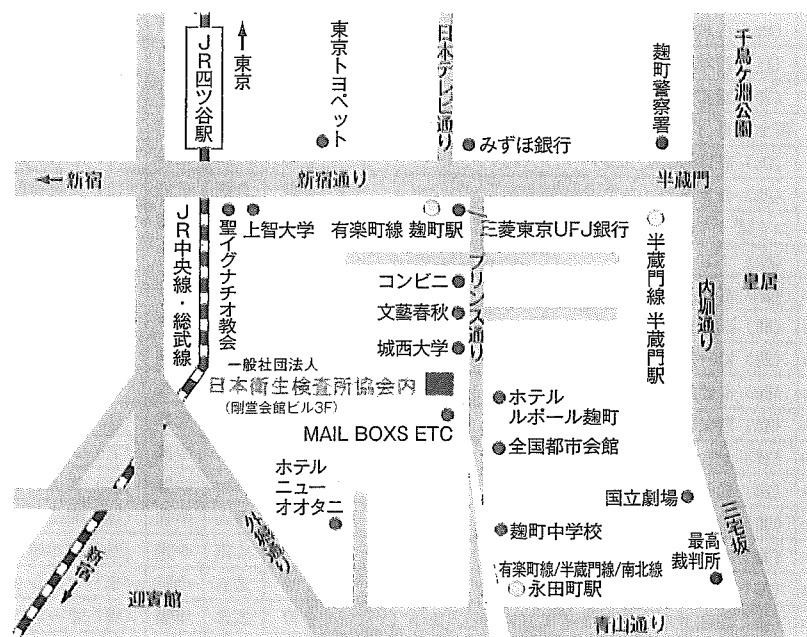


■ハルンカップ



■検体採取用具セット





地下鉄有楽町線「麹町」駅 1番出口徒歩 4分
 地下鉄半蔵門線「半蔵門」駅 1番出口徒歩10分
 地下鉄有楽町線/半蔵門線「永田町」駅9番出口徒歩10分
 JR中央線「四ツ谷」駅 麹町口徒歩 15分

※少し奥に入った茶色のビルです。歩道面に黒い石でできた
 (右写真) 看板「明治薬科大学 剛堂会館」が目印です。



衛生検査所業公正取引協議会

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番27号 剛堂会館ビル 3 階
 TEL/FAX 03(3263)2440

公正取引協議会のご案内

衛生検査所業公正取引協議会

衛生検査所業公正取引協議会とは

衛生検査所業公正取引協議会（公取協）は、景品表示法に基づき、消費者庁長官と公正取引委員会の認定を受けた「衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」の運用機関として設立された業界団体です（昭和 59 年 10 月設立）。

医療機関等からの臨床検査における検体検査の受委託取引に際して、公正かつ自由な競争が行われるためのルールを定めた公正競争規約の周知徹底と公正競争規約に関する相談、指導等を主な目的としています。

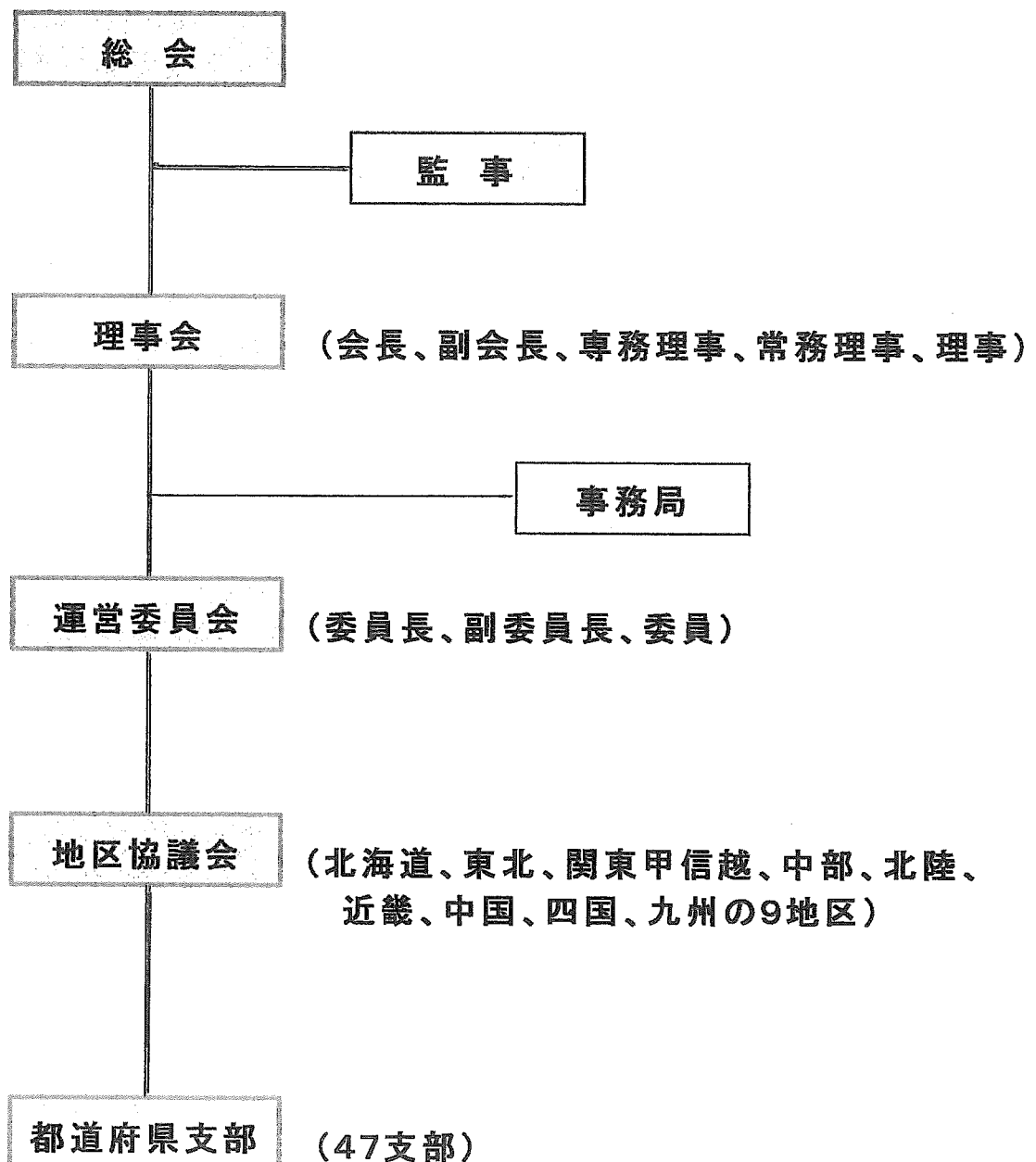
主な事業

- ① 公正競争規約の周知徹底に関すること
- ② 公正競争規約についての相談、指導及び苦情処理に関すること
- ③ 公正競争規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関する
こと
- ④ 公正競争規約の規定に違反する事業者に対する措置に関する
こと
- ⑤ 景品表示法及び公正取引関連法令の普及並びに違反の防止に
関すること
- ⑥ 関係官公庁との連絡に関すること
- ⑦ その他公正競争規約の施行に関すること

組織と運営

公取協は、医療機関等からの臨床検査における検体検査の受委託を事業とする衛生検査所112社(平成26年4月現在)により構成されています。

運用体制は、総会の下に理事会が置かれ、その下に16名で構成される運営委員会が設置されています。また、全国に9地区公正取引協議会を設置し、その下に都道府県単位に支部を置いています。



消費者庁及び公正取引委員会と 衛生検査所業公正取引協議会との関係

衛生検査所業公正取引協議会は、衛生検査所業公正競争規約を運用する業界の自主規制団体です。監督官庁は消費者庁と公正取引委員会です。

景品表示法

消費者庁長官・公正取引委員会

共同認定

衛生検査所業公正競争規約

衛生検査所業公正取引協議会

景品表示法と公正競争規約の関係

景 品 表 示 法

第 3 条

景品類の制限及び禁止

内閣総理大臣(消費者庁長官)は、……景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

告示

医療用医薬品業、
医療機器業及び衛生
検査所業における
景品類の提供に関する
事項の制限

(平成 9 年告示第 54 号)

第 11 条

協定又は規約

事業者又は事業者団体は、……景品類又は表示に関する事項について、内閣総理大臣(消費者庁長官)及び公正取引委員会の認定を受けて、……協定又は規約を締結し、又は設定することができる。

消費者庁長官及び公正取引委員会

共同認定

衛生検査所業に
おける景品類の提
供の制限に関する
公正競争規約

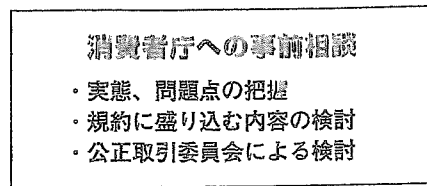
(昭和 59 年 9 月認定)

商慣行と
して参酌

【説 明】

- ①告示は、消費者庁が運用し、国内の企業すべてに適用されるが、公正競争規約は、公正取引協議会が運用し、直接的には協議会会員企業のみ適用される。
- ②しかしながら、公正競争規約は、消費者庁及び公正取引委員会がその業界の公正取引のルールとして認定したものであることから、消費者庁が告示を判断するに際しては、公正競争規約の定めが参酌されることになる。

公正競争規約設定までの流れ



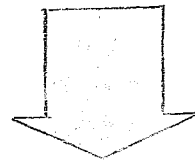
業界における問題意識
規約設定の動き



業界における規約案の作成

実際に規約案を作成する過程では、市場に出回っている商品パッケージや広告チラシ等の実際の表示物を持ち寄って、適正な表示の在り方について検討を重ねるなどして、業界内での意見をまとめていきます。

公正競争規約は、事業者又は事業者団体が自主的に定める表示又は景品類についてのルールですので、規約案は規約を設定しようとする者が作成します。



表示連絡会
(消費者団体、学職経験者等との意見交換)

規約の内容を業界にとっただけでなく、消費者にとっても適正なものとするためには、消費者、学職経験者等の意見も幅広く取り入れる必要があります。そこで、表示連絡会と呼ばれる会合を開催し、規約案の内容について説明し、意見を求めます。

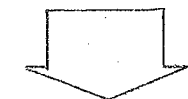


規約の認定申請

表示連絡会で出た意見を反映するなどして規約案を修正した後、景品表示法第11条に基づき、消費者庁長官及び公正取引委員会に対して規約の認定に係る申請を行います。



パブリックコメントの実施



消費者庁長官及び公正取引委員会による規約の認定・官報告示

公正競争規約認定の要件 (景品表示法第11条第2項)

- 1 不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するために適切なものであること。
- 2 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。
- 3 不当に差別的でないこと。
- 4 公正競争規約に参加し、または公正競争規約から脱退することを不当に制限しないこと。

提供できない景品類

次のものは、衛生検査の取引を不当に誘引する手段として提供できないこととされています。

- **物品及び土地、建物等**
- **金銭、金券及び株券、商品券などの有価証券等**
- **きょう応（映画、演劇、旅行、その他催物等への招待や優待を含む。）**
- **便益、労務その他の役務**

提供できる景品類

- 自社の衛生検査の利用に際して必要な容器類(検体を医療機関から検査センターまで保管・輸送するための容器であって、検体採取などその他の用途にも使用できるものは含まない。)又は便益を高めるような物品の提供
- 衛生検査に関する情報その他自社の衛生検査に関する資料、説明用資材等の提供
- 短期間のテスト検査(原則1週間以内、新検査法による比較検査及び研究用検査については4週間以内)の提供
- 慣例として行われる自社主催の忘年会等の親睦の会合、自社の創立記念行事における「社会通念上華美、過大にわたらない範囲」での景品類の提供

衛生検査所業公正取引協議会役員名簿

(平成26年4月現在)

役職	氏名	所 属	役職	氏名	所 属
会 長	伊 達 忠 一	札幌臨床検査センター(株)	理 事	大 藪 正 樹	(社)京都微生物研究所
副会長	江 川 洋	(株)シー・アール・シー	理 事	小 川 眞 史	(株)エスアールエル
副会長	久 川 芳 三	(株)保健科学研究所	理 事	久 川 聡	(株)保健科学研究所
副会長	櫻 井 芳 明	(社)宮城県医師会	理 事	小 林 仁	(株)江東微生物研究所
副会長	田 澤 裕 光	(株)エスアールエル	理 事	佐 守 友 博	(株)日本医学臨床検査研究所
副会長	平 崎 健治郎	(株)ファルコバイオシステムズ	理 事	下 川 絹次郎	(株)サンリツ
専務理事	吉 村 洋 一	(一社)日本衛生検査所協会	理 事	竹 林 伸 二	(株)大阪血清微生物研究所
常務理事	金 村 茂	(一社)日本衛生検査所協会	理 事	田 中 雅 和	(株)京浜予防医学研究所
常任理事	岡 内 伸 介	(株)四 国 中 検	理 事	田 邊 弘	(株)ビー・エム・エル
常任理事	金 子 孝 義	(株)中央臨床検査研究所	理 事	寺 岡 重 樹	(株)メディック
常任理事	古 賀 久 敬	(株)ア ル プ	理 事	藤 井 勝 己	(株)クリニカル・パソロジー・ラボ・トリー
常任理事	古 賀 久 敬	(株)ア ル プ	理 事	松 本 誠	(株)エスアールエル
常任理事	近 本 肥 子	(株)福山臨床検査センター	理 事	山 田 直 樹	(一社)日本衛生検査所協会
常任理事	広 田 周 一	(株)近畿予防医学研究所	理 事	吉 松 淳 次	(株)リンテック
常任理事	横 山 強	(一財)総合保健センター	監 事	大 堀 春 夫	(株)江東微生物研究所
理 事	相 徳 正 俊	(株)兵庫県臨床検査研究所	監 事	東 俊 一	(株)日本医学臨床検査研究所
理 事	遠 藤 正 志	(株)LSIメディエンス	監 事	藤 巻 隆 弘	(一財)東京保健会 病原体生理研究所

衛生検査所業公正取引協議会 会員名簿【本社】

(平成26年4月 現在)

No.	県名	地区名	施設名	No.	県名	地区名	経営主体
1	北海道	北海道	(株) 第一岸本臨床検査センター 札幌 (本社)	57	岐阜	中部	国産薬品工業 (株) エーケン事業部
2	北海道	北海道	札幌臨床検査センター (株)	58	静岡	中部	(株) 遠州予防医学研究所
3	北海道	北海道	(株) 帯広臨床検査センター	59	静岡	中部	(株) 東洋検査センター
4	北海道	北海道	(株) 札幌病理検査センター	60	静岡	中部	東部メディカルセンター (株)
5	北海道	北海道	(一財) 北海道薬剤師会 公衆衛生検査センター	61	愛知	中部	(株) グッドライフデザイン
6	青森	東北	(株) 西北五臨床検査センター	62	滋賀	近畿	(株) メディック (滋賀本社)
7	岩手	東北	(株) 盛岡臨床検査センター	63	滋賀	近畿	(株) 近畿予防医学研究所
8	岩手	東北	(株) 中央臨床メディエンス	64	京都	近畿	(社) 京都微生物研究所
9	岩手	東北	(株) 中央臨床検査研究所	65	京都	近畿	(株) いかかく 保健科学グループ 西日本ラボ 本社
10	岩手	東北	DPR (株)	66	京都	近畿	(株) ジェ・シ・アル (J・C・R)
11	宮城	東北	(株) 日本遺伝子研究所	67	京都	近畿	(株) ファルコバイオシステムズ ファルコバイオシステムズ総合研究所
12	宮城	東北	(株) 日本微生物研究所	68	京都	近畿	(株) 日本医学臨床検査研究所 本社
13	宮城	東北	(株) 日本病理研究所	69	大阪	近畿	(一財) 阪大微生物病研究会
14	宮城	東北	(社) 宮城県医師会 健康センター	70	大阪	近畿	(株) サカイ生化学研究所
15	山形	東北	(有) 酒田臨床検査センター	71	大阪	近畿	(株) ニチヤク医学検査研究所
16	山形	東北	富士商事 (株) 衛生検査所	72	大阪	近畿	(株) メディック (堺)
17	福島	東北	(株) 環境分析研究所	73	大阪	近畿	(株) 大阪血清微生物研究所
18	茨城	関東甲信越	(株) セントラル医学検査研究所	74	大阪	近畿	(株) 大阪細胞病理研究所
19	茨城	関東甲信越	つくば i-Laboratory (有限責任事業組合)	75	大阪	近畿	(株) 中央微生物検査所
20	栃木	関東甲信越	(株) エヌシーエル	76	大阪	近畿	日本医学 (株)
21	群馬	関東甲信越	(株) 群馬臨床検査センター	77	兵庫	近畿	(株) 兵庫県登録衛生検査センター 和田山
22	埼玉	関東甲信越	(株) 保健科学 東日本	78	兵庫	近畿	(株) 兵庫県臨床検査研究所
23	埼玉	関東甲信越	(株) 第一臨床医学検査センター	79	兵庫	近畿	(社会医療法人) 愛仁会 杏和総合医学研究所
24	埼玉	関東甲信越	(株) 武蔵臨床検査所	80	和歌山	近畿	(株) 大阪血清清田辺臨床検査センター
25	埼玉	関東甲信越	(株) 秩父臨床医学研究所	81	和歌山	近畿	(株) 和歌山医化学研究所
26	千葉	関東甲信越	(株) サンリツ	82	鳥取	中国	(有) エフエムエルサービス
27	千葉	関東甲信越	(株) 松戸メディカルラボラトリー	83	岡山	中国	(株) 岡山メディカルラボラトリー
28	千葉	関東甲信越	(株) 千葉細胞病理診断センター	84	岡山	中国	(株) 岡山医学検査センター
29	東京都	関東甲信越	(株) 早川予防衛生研究所	85	広島	中国	(株) 福山臨床検査センター
30	東京都	関東甲信越	(株) 江東微生物研究所 東京支所	86	広島	中国	(株) リンショー
31	東京都	関東甲信越	(株) 昭和メディカルサイエンス	87	広島	中国	(株) オーエムエル
32	東京都	関東甲信越	(株) 東京公衆衛生研究所	88	広島	中国	(有) 佐々木臨床検査センター
33	東京都	関東甲信越	(一財) 東京保健会 病体生理研究所	89	山口	中国	(有) 岩国臨床検査センター
34	東京都	関東甲信越	(株) 日本ノーバメディカル研究所	90	山口	中国	(有) 山口臨床検査センター
35	東京都	関東甲信越	(株) 立川臨床医学研究所	91	香川	四国	(株) 四国中検
36	東京都	関東甲信越	(株) 町田予防衛生研究所	92	愛媛	四国	(株) 愛媛臨検
37	東京都	関東甲信越	(医療法人社団) こころとからだの元氣プラザ 元氣プラザ臨床検査センター	93	愛媛	四国	(株) 愛媛メディカルラボラトリー
38	神奈川	関東甲信越	(株) 保健科学研究所	94	福岡	九州	(株) キューリン
39	神奈川	関東甲信越	(株) ケーアイエー	95	福岡	九州	(株) キューリンパーセル
40	神奈川	関東甲信越	(株) あすか製薬メディカル	96	福岡	九州	(株) シー・アール・シー 総合研究所
41	神奈川	関東甲信越	(株) 京浜予防医学研究所	97	福岡	九州	(株) リンテック
42	神奈川	関東甲信越	(株) 組織科学研究所	98	福岡	九州	(株) 臨床病態医学研究所
43	神奈川	関東甲信越	(有) 湘南医化学検査センター	99	福岡	九州	(有) 久留米臨床検査センター
44	神奈川	関東甲信越	(一社) 日本厚生国衛生科学研究所	100	福岡	九州	(有) 中央医学検査研究所
45	神奈川	関東甲信越	(株) 北里大塚バイオメディカルアッセイ研究所	101	福岡	九州	(有) 北九州衛生検査研究所
46	神奈川	関東甲信越	(株) メディカル ラボ 神奈川	102	佐賀	九州	(有) 多久臨床検査センター
47	新潟	関東甲信越	(株) 新潟臨床検査センター	103	長崎	九州	(株) ラボテック
48	山梨	関東甲信越	(株) ジャパンメディカル	104	長崎	九州	(有) 長崎医学中央検査室
49	長野	関東甲信越	(株) 北信臨床	105	熊本	九州	(株) チューケン 日本医薬中央研究所 熊本支社
50	長野	関東甲信越	(株) ミロクメディカルラボラトリー	106	鹿児島	九州	(株) クリニカルパシロロジーラボラトリー 鹿児島臨床検査センター
51	石川	北陸	(株) アルプ	107	鹿児島	九州	微研 (株)
52	石川	北陸	(株) 北陸シービーエル	★	東京都	関東甲信越	(株) LSIメディエンス
53	福井	北陸	(株) 日研医学 BML日研	★	東京都	関東甲信越	(株) エスアールエル
54	岐阜	中部	(一財) 総合保健センター 臨床検査所	★	東京都	関東甲信越	(株) メディカルアート・ラボラトリー
55	岐阜	中部	(株) メディック 岐阜	★	東京都	関東甲信越	(株) ビー・エム・エル
56	岐阜	中部	(株) 東海細胞研究所	★	福岡	九州	(株) 協同医学研究所

九州地区協議会会員一覧（50音順）

株式会社エスアールエル

有限会社長崎医学中央検査室

有限会社北九州衛生検査研究所

微研株式会社

株式会社キューリン

株式会社ビー・エム・エル

株式会社キューリンパーセル

株式会社福山臨床検査センター

株式会社協同医学研究所

株式会社ファルコバイオシステムズ

株式会社クリニカルパソロジーラボラトリー

株式会社保健科学研究所

有限会社久留米臨床検査センター

三菱化学メディエンス株式会社

株式会社シー・アール・シー

株式会社ラボテック

有限会社多久臨床検査センター

株式会社臨床病態医学研究所

有限会社中央医学検査研究所

株式会社リンテック

株式会社チューケン日本医薬中央研究所

衛生検査所業公正取引協議会

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町3番27号 剛堂会館ビル 3F

TEL・FAX 03-3263-2440

公正競争規約関係資料集

平成 26 年 1 月

衛生検査所業公正取引協議会

目 次

医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業における景品類 の提供に関する事項の制限・・・・・・・・・・・・・・・・	1
制定 (昭和 59 年 9 月 13 日公正取引委員会告示第 25 号)	
全部変更 (平成 3 年 11 月 21 日公正取引委員会告示第 31 号)	
全部変更 (平成 9 年 8 月 11 日公正取引委員会告示第 54 号)	
衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約・・・・・・・・	2
制定 (昭和 59 年 9 月 5 日公正取引委員会認定)	
(昭和 59 年 9 月 13 日公正取引委員会告示第 26 号)	
変更 (平成 3 年 11 月 11 日公正取引委員会認定)	
(平成 3 年 11 月 21 日公正取引委員会告示第 32 号)	
変更 (平成 6 年 8 月 5 日公正取引委員会認定)	
(平成 6 年 8 月 16 日公正取引委員会告示第 22 号)	
変更 (平成 9 年 8 月 11 日公正取引委員会認定)	
(平成 9 年 8 月 11 日公正取引委員会告示第 68 号)	
変更 (平成 12 年 6 月 27 日公正取引委員会認定)	
(平成 12 年 7 月 17 日公正取引委員会告示第 23 号)	
変更 (平成 18 年 3 月 30 日公正取引委員会認定)	
(平成 18 年 3 月 31 日公正取引委員会告示第 7 号)	
変更 (平成 19 年 9 月 28 日公正取引委員会認定)	
(平成 19 年 10 月 1 日公正取引委員会告示第 28 号)	
変更 (平成 22 年 7 月 8 日公正取引委員会及び消費者庁長官認定)	
(平成 22 年 8 月 4 日公正取引委員会及び消費者庁告示第 2 号)	
衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約 施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・	2
施行規則第 2 条 別 表・・・・・・・・	8
制定 (昭和 59 年 9 月 5 日公正取引委員会承認)	
変更 (平成 3 年 1 月 18 日公正取引委員会承認)	
変更 (平成 3 年 11 月 11 日公正取引委員会承認)	
変更 (平成 9 年 8 月 11 日公正取引委員会承認)	
変更 (平成 21 年 4 月 22 日公正取引委員会承認)	
変更 (平成 22 年 7 月 8 日公正取引委員会及び消費者庁長官承認)	
親睦のため慣例として行う会合及び慣例として行う記念行事において 提供する景品類に関する基準・・・・・・・・	9
施行 (平成 13 年 10 月 1 日)	

医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業における景品類の提供に関する事項の制限

全部変更（平成 9 年 8 月 11 日公正取引委員会告示第 54 号）

医療用医薬品の製造又は販売を業とする者、医療機器の製造又は販売を業とする者及び衛生検査を行うことを業とする者は、医療機関等に対し、医療用医薬品、医療機器又は衛生検査の取引を不当に誘引する手段として、医療用医薬品若しくは医療機器の使用又は衛生検査の利用のために必要な物品又はサービスその他正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲を超えて景品類を提供してはならない。

備 考

- 1 この告示で「医療用医薬品」とは、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項に規定する医薬品であって、医療機関等において医療のために使用されるものをいう。
- 2 この告示で「医療機器」とは、薬事法第 2 条第 4 項に規定する医療機器であって、医療機関等において医療のために使用されるものをいう。
- 3 この告示で「衛生検査」とは、人体から排出され、又は採取された検体について行う臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 2 条に規定する検査をいう。
- 4 この告示で「医療機関等」とは、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に規定する病院及び診療所、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 25 項に規定する介護老人保健施設、薬事法第 2 条第 11 項に規定する薬局その他医療を行うもの及び衛生検査を委託するもの（これらの役員、医療担当者その他従業員を含む。）をいう。

衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する 公正競争規約及び施行規則

(公正競争規約及び施行規則の施行 平成 22 年 8 月 4 日)

公正競争規約	施行規則
(目 的) 第 1 条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、衛生検査所業における不当な景品類の提供を制限することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 (定 義) 第 2 条 この規約において「衛生検査」とは、人体から排出され、又は採取された検体について行う臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号。以下「技師法」という。）第 2 条に規定する検査をいう。 2 この規約において「事業者」とは、技師法第 20 条の 3 第 1 項に規定する衛生検査所を開設し、衛生検査を行うことを業とする者をいう。 3 この規約において「医療機関等」とは、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に規定する病院及び診療所、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 25 項に規定する介護老人保健施設その他衛生検査を委託するものをいい、これらの役員、医療担当者その他従業員を含む。	(用語の意味) 第 1 条 衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第 2 条第 3 項の「医療機関等」には、医療機関に所属する医師、歯科医師、薬剤師その他の医療担当者及び医療機関等の役員、従業員その他当該医療機

公正競争規約	施行規則
4 この規約において「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が衛生検査の受託取引に附随して、相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引き又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該取引に付属すると認められる経済上の利益は、含まない。 (1) 物品及び土地、建物その他の工作物 (2) 金銭、金券、預金証書、当せん金付証券及び公社債、株券、商品券その他の有価証券 (3) きょう応、(映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。) (4) 便益、労務その他の役務 (景品類提供の制限の原則) 第3条 事業者は、医療機関等に対し、衛生検査の取引を不当に誘引する手段として、景品類を提供してはならない。ただし、前条第4項ただし書に規定する経済上の利益については、この限りではない。 2 前項の規定に違反する景品類の提供とは、衛生検査の利用を誘引する手段として提供する金品、旅行招待その他の経済上の利益をいう。	関等において衛生検査の利用に関与する者(「医療業務関係者」)を含むものとする。

公正競争規約	施行規則
(提供が制限されない例) 第4条 この規約に違反しない景品類又は経済上の利益を例示すると、次のとおりである。 (1) 医療機関等における自社の衛生検査の利用に際して必要な容器類又は便益を高めるような物品の提供 (2) 衛生検査に関する情報その他自社の衛生検査に関する資料、説明用資材等の提供 (3) 施行規則で定める基準による短期間のテスト検査の提供	(衛生検査の利用に際しての必要な容器類の基準) 第2条 規約第4条第1号の衛生検査の利用に際して必要な容器類は、別表のとおりとする。 (テスト検査の基準) 第3条 規約第4条第3号のテスト検査は、1週間以内とする。ただし、新検査法による比較検査及び研究用検査については、4週間以内とする。
(公正取引協議会) 第5条 この規約の目的を達成するため、衛生検査所業公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。 2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及びその事業者の団体をもって構成する。	
(公正取引協議会の事業) 第6条 公正取引協議会は、次の事業を行う。 (1) この規約の周知徹底に関すること。 (2) この規約についての相談、指導及び苦情処理に関すること。 (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。 (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 (5) この規約の規定に違反する事業者に対	

公正競争規約	施行規則
する措置に関すること。 (6) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。 (7) 関係官公庁との連絡に関すること。 (8) 会員に対する情報提供に関すること。 (9) その他この規約の施行に関すること。 (違反に対する調査) 第7条 公正取引協議会は、第3条の規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事項について必要な調査を行うことができる。 2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。 3 公正取引協議会は、第1項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。	
(違反に対する措置) 第8条 公正取引協議会は、第3条の規定に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又	(違反に対する措置) 第4条 規約第8条に規定する違反者に対する文書による警告は、あらかじめ事務局において略式（口頭又はメモ程度）の警告を発し、なお改めないものについて理事会の議決を経て警告を行うものとする。

公正競争規約	施行規則
は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。 2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し100万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により、警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。	2 文書による警告を受けた者は、再び違反を行わない旨の誓約書を衛生検査所業公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）に提出しなければならない。
（違反に対する決定） 第9条 公正取引協議会は、第7条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの	

公正競争規約	施行規則
資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。 (規則等の制定) 第10条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。 附 則 この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。	(運用基準の制定) 第5条 公正取引協議会は、規約及びこの施行規則を実施するため、運用基準を定めることができる。 2 前項の運用基準を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会に届け出るものとする。 附則 この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

無償提供が認められる容器

■汎用管（除く真空管）



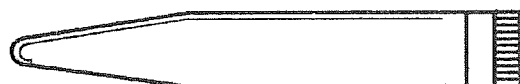
■分離用管（血清、血漿用）



■尿一般検査用



■滅菌スピッツ（透明プラスチック）



■滅菌試験管（ガラス）



■トランスポート培地



■尿ポリ瓶



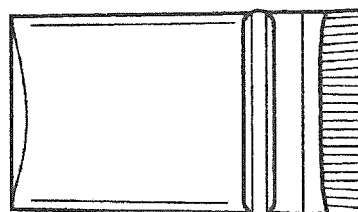
■褐色尿ポリ瓶



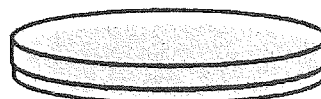
■ピペットチューブ



■組織片容器（ホルマリンなし）
（透明プラスチック）



■寒天培地



■シャーレ



※同一用途の容器類はこれと準じて適用するものとする（検体の保管・輸送以外の用途に使用されるものを除く。）。

親睦のため慣例として行う会合及び慣例として行う記念行事において 提供する景品類に関する基準

(施行 平成 13 年 10 月 1 日)

衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「規約」という。）施行規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、規約第 3 条第 2 項に規定する「衛生検査の利用を誘引する手段」に関して親睦のため慣例として行う会合（以下「親睦の会合」という。）及び慣例として行う記念行事（以下「記念行事」という。）において提供する景品類について、次のとおり運用基準を定め、平成 13 年 10 月 1 日から実施する。

第 1 親睦の会合

1 自己の主催する親睦の会合

慣例として行われる自己の主催する親睦の会合（例えば、忘年会、新年会、賀詞交換会など）に際して医療担当者等を招待し景品類を提供することは、当該景品類が、「社会通念上華美、過大にわたらない範囲」であれば「衛生検査の利用を誘引する手段」に該当しない。

2 医療機関等の主催する親睦の会合

医療機関等やその院内組織（診療科、いわゆる医局など）の主催する親睦の会合に際して景品類を提供すること（経費の援助を含む。以下同じ。）は、「衛生検査の利用を誘引する手段」に該当する。

第 2 記念行事

1 自己の記念行事

社会一般に慣例として行われている自己の記念行事（例えば、創立〇〇周年記念、支店・営業所開設披露、社長交代等に伴う行事）に伴って贈答として記念品を提供する場合及び接待（懇親会等）をすることは、当該景品類が、「社会通念上華美、過大にわたらない範囲」であれば「衛生検査の利用を誘引する手段」に該当しない。

2 医療機関等の記念行事

(1) 医療機関等の施設全体の記念行事

医療機関等の施設全体で行う記念行事（例えば、落成記念、開設〇〇周年記念、

施設の功績表彰（地域医療の貢献等）など）であって、他の業界や社会一般的にも広く認知されている行事に際して景品類を提供することは、当該景品類が、「社会通念上華美、過大にわたらない範囲」であれば「衛生検査の利用を誘引する手段」に該当しない。

なお、景品類の提供に当たっては、社会的批判や誤解を受けないために、行事の内容を確認できる文書を入手すること。

（２）医療機関等の院内組織が行う記念行事

院内組織が中心となって行う記念行事（例えば、教授退官記念行事）は、社会一般的に広く認知されているとはいえず、このような行事に際して景品類を提供することは「衛生検査の利用を誘引する手段」に該当する。